

岡山県立西大寺高等学校 いじめ防止基本方針

平成27年4月 策定 令和4年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

- ・本校は、1学年7クラス制で県内の約50の中学校から生徒が入学してきている大規模校であることに加え、3つの学科を併設した学校であるため、多様な価値観が生徒の間に存在している。しかし、入試での高い競争倍率を突破してきた生徒の多くは、中学校以来、情緒的に落ち着いた生活を送る術を身につけており、入学後の学科間の壁もほとんどないことから、他者を尊重する意識が高い傾向が見てとれる。よって本校におけるいじめの認知件数はここ近年、低い水準で推移しており、認知した場合も迅速に対応できている。
- ・本校はスマートフォン等の校内での使用を緊急時を除いて禁止しており、校外でのプライベートの使用に関しても、情報モラルをわきまえた使用について指導しているが、ツイッターやLINEなどをめぐるトラブルは皆無ではなく、実際に保護者や生徒から相談が寄せられる場合もある。これらがいじめに発展する前に、生徒の変化に気づく感性と行動力が教員に求められている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめに該当する事案が発生した場合、被害生徒・加害生徒および当事者の周辺にいる一般生徒が指導対象となり、加害生徒が複数になると指導に当たる多くの教員が必要になる。それら教員の指導が即座に組織的なものになるように、「いじめ対策委員会」を常設し、対応の際には中核機関とする。事案発生の際には、この委員会が各教員の役割を明確に割り振り、指導の方向性について指示する。いじめ対策委員会の構成は、校内委員としては校長・副校長・教頭・生徒課長・生徒課長補佐・学年主任・教育相談室長・養護教諭・人権教育委員会主査をメンバーとし、いじめの未然防止のための生徒への啓発も含めて、本校のいじめ問題に関わる教育活動を統括する。
- ＜重点となる取組＞
 - ・本校の現状では、いじめの未然防止と早期発見が最大の課題であるため、いじめの有無を記名式・無記名式を織り交ぜて、直接的に問う「学校生活アンケート」を年2回(6月、11月)を目安として実施するとともに、生徒理解のための多面調査であるhyper-QUを5月末から6月にかけて実施し、いじめの事案もしくはいじめに発展しうる事案を明確に把握し、それらの結果に基づいた指導を推進する。
 - ・生徒会を中心とする自主活動の機会を保障するとともに、グループエンカウンターをLHRで年1回(4月または9月)実施することにより、生徒の主体的な集団づくりの推進を図り、自己と価値観や考え方の異なる他者と共に生きていく態度を養い、いじめのない学校にする。
 - ・各学年で全ての生徒に対し、情報モラルに関する授業を計画的に実施するとともに、LHRにおいてインターネット社会に潜む危険性について学習する場面を設定し、生徒のインターネットの使用状況を踏まえた啓発を推進する。
 - ・匿名での相談システム「STANDBY」の活用を生徒に促すことを通じて、生徒が能動的に気になることを報告・連絡・相談しやすい環境を整えるとともに、生徒課・教育相談室・人権教育委員会構成される担当者及び養護教諭によって、組織的にこのシステムを運用し、いじめ等の早期認知・早期対応に役立てる。

保護者・地域との連携

- ＜連携の内容＞
 - ・いじめ防止基本計画を本校のウェブサイトで見ることができるようにし、本校のいじめ問題への取組みについて、周知を図る。
 - ・年3回実施されるPTA評議員会や、5月のPTA総会及び7月末、12月末に実施する保護者面談を捉えて、いじめ問題に対する本校の取組みについて協議する場を設定して情報収集に努め、計画の改善に役立てる。
 - ・学校評議員を通じて、生徒の健全な成長に関する地域の方々本校に求める具体的な役割について意見を集約し、生徒に対するいじめ防止の啓発に役立てる。
 - ・年5回程度発行する「相談室便り」やほぼ毎月発行する「保健だより」等を通じて、生徒の悩みに寄り添う本校の姿勢について保護者の理解を得るとともに、悩み事の相談の窓口が校内に開かれていることを周知して、その活用を促す。
 - ・担任は日常的に機を捉えて保護者と綿密に連絡を取り、相談を持ちかけたり、意見を言いやすい関係を醸成する。

学 校

いじめ対策委員会

- ＜対策委員会の役割＞
 - ・いじめ防止基本計画を策定、計画に基づく具体的な取組についての検証、検証に基づく計画の修正
 - ・いじめ事案への対応
- ＜対策委員会の開催時期＞
 - ・定例としては年2回(1学期中と2月)、事案の発生時は随時開催
- ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
 - ・基本計画の策定内容や修正案については直後の定例職員会議で全教職員に周知、事案発生時は対応策が定まった時点で緊急の職員会議を招集して、全教職員に対応について指示
- ＜構成メンバー＞
 - ・校外
 - ・校長(精神科)、スクールカウンセラー、保護者代表
 - ・校内
 - ・校長・副校長・教頭・生徒課長・生徒課長補佐・学年主任・教育相談室長・養護教諭・人権教育委員会主査

全 教 職 員

関係機関等との連携

- ＜連携機関＞
 - ・岡山県教育委員会
- ＜連携の内容＞
 - ・事案発生時に内容を報告し、助言を得る。
 - ・ネット・トラブルによる監視結果の連絡
 - ・「STANDBY」における相談・対応に関する連絡
- ＜学校側の窓口＞
 - ・事案発生時は副校長、教頭
 - ・ネット・トラブルについては生徒課長
- ＜連携機関＞
 - ・岡山県警察署をはじめとする警察署
- ＜連携の内容＞
 - ・定期的な情報交換
 - ・ネットにまつわる犯罪事例の生徒への紹介
 - ・非行防止教室の開催
- ＜学校側の窓口＞
 - ・教頭、生徒課長

学校が実施する取組

①	<p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒個々に関する情報を当該学年担当の教員間で交換する学年団会議を教職員研修の場として、ネット利用の実態や問題点を極力把握した上で指導にあたるようにする。 ・他の教員にいじめ問題について指導できるモデルリーダー育成のために、いじめ問題に積極的に取り組んでいる先進校の事例研究を進める。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒会の運営による球技大会や学校祭など、クラス単位で活動する場を保障し、生徒が自主的な活動の中で円滑な人間関係を形成できるように働きかける。(居場所づくり) ・授業や特別活動など様々な活動の中に、誰もが活躍できる場を設定することに努め、生徒が自己肯定感や充実感の得られる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科「情報」や商業科・国際情報科で設定している情報関連科目において、情報モラルに関する授業を1時間以上設定し、また1年生1学期のLHRで設定する情報モラルについての学習の場を通して、全ての生徒に情報を発信することに伴う責任を理解させ、適切に情報機器を利用できる力を養う。
②	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活アンケート」を年2回程度(6月、11月)実施するとともに、生徒理解のための多面調査hyper-QUを6月に実施し、いじめ事案もしくはいじめに発展しうる事案の把握に努める。 ・面接週間を年2回設定し、その期間中を短縮授業にするなどして面接時間の確保を図る中で、担任が生徒の様子を把握し、生徒が悩みを担任に打ち明けられる機会を保障する。 ・教育相談室長が高い頻度で保健室を訪問し、養護教諭との間で情報交換をおこなうとともに、保健室利用中の生徒に声をかけて生徒の相談に対応する。 ・「STANDBY」の積極的活用により、日常的な些細な出来事でも、生徒が気になったことは報告・連絡・相談しやすい環境を整える。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談室便り」等の発行を通じて、教育相談担当の教員の存在を生徒に周知するとともに、全ての教員が生徒の変化に気づき、機を捉えて生徒の声を聞くことに努める。 <p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日に開催される定例の学年団会議の場で生徒情報を交換し、学年団の教員でその共有を図るとともに、必要に応じて教育相談室長や生徒課長などいじめ対策委員会の委員と連絡をとる。 (家庭との連絡) <ul style="list-style-type: none"> ・担任は欠席しがちの生徒などに対して、保護者への電話連絡や家庭訪問を随時実施し、家庭での様子を探るなど生徒に対する共通理解を深めておく。 ・保護者から担任に生徒に関する相談を持ちかけやすいように、学級通信などを通して、保護者の心配に寄り添う姿勢を示しておく。
③	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした時は速やかに、いじめの有無の確認を、いじめ対策委員会の委員を交えて複数の教員で行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するために、速やかにいじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒の人権を守ることを最優先にして、当該生徒に安心感を与えられる対応をするとともに、保護者に対する支援もあわせて長期的視野に立つて行う。 (いじめた生徒への指導) <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、絶対に許されない行為であることを毅然とした態度で示し、相手の心身に長期的に悪影響を及ぼす行為であることを理解させるとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、いじめという行為をした背景を充分に理解した上で、保護者の協力を得ながら、周囲と健全な人間関係を育めるように長期的な視野に立つて指導する。